

沖縄県農林水産部保安林整備委託業務に係る入札参加者の資格に関する要綱

〔平成24年6月27日付け農森第1447号〕

沖縄県農林水産部の保安林整備委託業務に係る入札参加者の資格に関する要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県農林水産部が発注する保安林整備委託業務の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者の資格、その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保安林整備」とは、治山事業で実施する植栽、下刈り、除伐、本数調整伐等の森林施業及びこれに類する作業をいう。

(競争入札の参加資格)

第3条 競争入札に参加することのできる者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置を作成し、沖縄県知事の認定を受けた者。

イ 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年10月20日告示第445号）第5条の規定による建設工事入札参加資格（造園工事業に係るものに限る）を有する者。

(2) 次のいずれかに該当する者（以下「技術職員」という。）を有している者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（森林部門に限る。）の登録を受けた者

イ 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項に規定する林業普及指導員資格試験に合格した者

ウ 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の造園施工管理技士の資格を取得した者

オ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）第1条第1項に規定する研修修了者名簿に、現場管理責任者（フォレストリーダー）又は総括現場管理責任者（フォレストマネージャー）として登録され、資格が有効である者

(3) 技術職員が、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び退職金制度に加入していること。ただし、健康保険、厚生年金保険について、個人業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合はこの限りではない。

- (4) 県内に事業所を有する者であること。
- (5) 国税及び県税を滞納していないこと。

(資格審査の申請の時期及び方法)

第4条 競争入札参加資格審査は、2年に1回行う定期の資格審査（以下「定期審査」という）と知事が必要と認めるときに行う追加の資格審査に区分して行う。

- 2 定期審査の申請の時期は、これを実施する年度の6月1日から6月30日までとする。
- 3 競争入札参加資格の有効期間は、登録の日の属する月の翌月から次期の定期審査に基づく登録の日の属する月までとする。
- 4 資格審査を受けようとする者は、沖縄県農林水産部保安林整備委託業務入札参加資格審査申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
- 5 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、同時に沖縄県農林水産部森林整備委託業務に係る入札参加資格申請を行う者は、当該参加資格審査申請時に提出した書類の写しに代えることができる。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 第3条第1号から第5号に掲げる要件に該当する者であることを証明する書類
- (3) 納税証明書
- (4) 第1号から第3号までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(登録及び認定の通知)

第5条 資格審査の結果、資格を有すると認定された者については、沖縄県農林水産部保安林整備委託業務入札参加資格者名簿に登録する。

- 2 資格審査の結果については、申請者に対して資格審査結果通知書により通知する。

(登録事項等の変更の届出)

第6条 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、沖縄県農林水産部保安林整備委託業務入札参加資格登録事項等変更届（様式2）を速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所
- (3) 代表者の氏名
- (4) 電話番号又はファクシミリ番号
- (5) 第3条第1号から第5号までの要件
- (6) その他営業内容等についての重要な事項

- 2 前項の届出を提出した者は、遅滞なく第4条第5項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を知事に提出しなければならない。

(資格の取り消し)

第7条 知事は、競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することになったときは競争入札参加資格の認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条第1号から第5号までの要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (2) 申請書及び第4条第5項の規定による添付書類に、虚偽その他不正な事項があったとき。
- (3) 営業を休止し、又は廃止したとき。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当するに至ったとき。
（資格の認定取り消しの通知）

第8条 知事は、前条の規定により資格の認定を取り消したときは、取り消した理由を当該者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則（平成24年6月27日農森第1447号）

- 1 この要綱は、平成24年6月27日から施行する。
- 2 平成24年度の定期審査の時期は、第4条第2項の規定にかかわらず平成25年1月15日から同年2月15日までとし、次期の定期審査は、第4条第1項の規定にかかわらず平成25年6月1日から同年6月30日において実施する。
- 3 平成25年1月15日から同年2月15日の審査で認定を受けた者の登録有効期間は、平成27年度の定期の資格審査に基づく登録の日の前日までとする。

附 則（令和元年5月13日農森第329号）

この要綱は、令和元年5月13日から施行する。

附 則（令和3年3月26日農森第2753号）

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則（令和3年5月11日農森第406号）

この要綱は、令和3年5月11日から施行する。

附 則（令和5年5月25日農森第463号）

この要綱は、令和5年5月25日から施行する。

様式2

沖縄県農林水産部保安林整備委託業務
入札参加資格登録事項等変更届

年 月 日

沖縄県知事 殿

郵便番号
届出者 住所
商号又は名称
代表者氏名
(電 話 局 番)
(ファクシミリ 局 番)

下記のとおり ・ 年度から次期の定期審査に基づく登録の日の属する月までの間の入札参加資格に係る登録事項等に変更が生じたので届け出ます。

なお、変更の内容が確認できる書類については、整い次第、速やかに提出します。

記

変更事項	変更年月日	変更の内容	
		変更前	変更後

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。